

第8 屋外消火栓設備

平成25年2月8日施行

平成26年4月1日改正

平成27年4月1日改正

1 水源

第1屋内消火栓設備1によること。

2 加圧送水装置

第1屋内消火栓設備2((3)を除く。)によるほか、原則、屋外消火栓設備専用の加圧送水装置とすること。他の消防設備と兼用する場合は、送水圧力の異なる設備に合わせ設置すること。

3 呼水装置

第1屋内消火栓設備3によること。

4 配管

第1屋内消火栓設備5((14)及び(18)を除く。)によるほか、次によること。

(1) 配管の口径は、65A以上とすること。

(2) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に屋外消火栓設備用である旨を表示すること。

5 減圧措置

ノズルの先端で放水圧力が0.6MPaを超えないための措置は、第1屋内消火栓設備5(4)によること。

6 起動装置

第1屋内消火栓設備7(ただし、(2)イの起動設定圧力は、0.25MPaと読み替える。)によること。

7 屋外消火栓箱等

(1) 設置場所

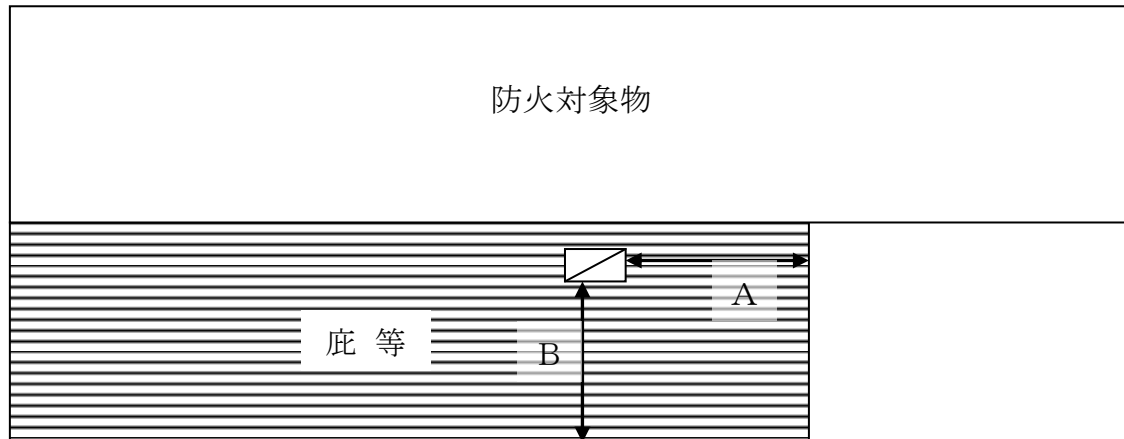
ア 原則として防火対象物の出入口又は開口部付近で、1階及び2階の内部に有効に注水できる位置に設けること。

イ 屋内消火栓設備が設置義務となる防火対象物に屋外消火栓設備を設置した場合で、防火対象物の1階及び2階の内部で中央部等防護できない部分を生ずる場合には、

屋内消火栓設備を設置すること。

- ウ 原則として防火対象物の床面積が発生する場所以外に設けること。設置場所の関係上、やむをえず庇等の中に入る場合は、外気に面する部分から5 m未満の範囲に設置すること。（第7-1図参照）

第7-1図



※A又はBが5 m未満

(2) 筒先

- ア 原則として噴霧切替式のものとする事。
イ 日本消防検定協会の認定評価品を用い、口径は呼称19 mm以上であること。

(3) ホース

- ア ホースの合計全長は、そのホースを接続する屋外消火栓から水平距離40 m以内にある建築物のいずれの部分にも注水することができる長さとする事。
イ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の呼称65に係る規定に適合したものであること。
ウ ホースの両端には、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定に適合した呼称65の差込式結合金具を取り付けたものであること。
エ 二重巻又はハンガー掛等の状態で消火栓箱に収納すること。

(4) 消火栓開閉弁

- 第1屋内消火栓設備8(3)によるほか、原則として屋外消火栓箱内とする事。
(開閉弁の操作が容易にでき、かつ、屋外消火栓箱から5 m以内に設けたものを除く。)

(5) 屋外消火栓箱

第1屋内消火栓設備8（4）イからオまでによるほか、雨水等がかかるおそれのある場所に設けるものは、箱内へ雨水等が侵入しない措置を講ずること。

(6) 表示

ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字で「屋外消火栓」と表示すること。

イ 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字で「ホース格納箱」と表示すること。

ウ イの場合、消火栓開閉弁設置位置には、赤地に白文字で「消火栓」と表示した標識板を設けること。

エ アからウまでの文字の大きさは、5 c m角以上とすること。

オ 屋外消火栓箱又は、ホースの格納箱には、使用方法を表示すること。

カ 赤色の灯火を第1屋内消火栓設備8（5）イより設けること。